

建建監 第 28 号

令和7年10月28日

京都府建設業協会 京都支部 様

京都市建設局長 田中 伸弥

担当 建設企画部監理検査課

樹木剪定等業務委託監督・検査諸規程の改定について（通知）

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

樹木剪定等業務委託監督・検査諸規程（以下「諸規程」という。）は、樹木剪定等業務委託の監督・検査に必要な事項を定め、もって業務委託の適正な履行を確保するとともに、業務に関する技術水準の向上に資することを目的として、令和6年11月に改定された諸規程で運用しています。

この度、令和7年11月に別紙のとおり、諸規程（業務委託関係書類の様式、業務委託提出書類の様式）を改定し、ホームページでの閲覧及び令和8年4月以降に契約する樹木剪定等業務委託から適用することとしましたので通知いたします。

つきましては、貴団体の会員の建設事業者様へ御周知賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1 改定概要

ア 第1章 樹木剪定等業務委託監督・検査要綱

- ・(監督職員の業務) 第4条2について、検査時の確認事項を記載する。(下記内容)
「設計図書(変更、追加指示含む)に示される、必要な業務が完了していること」

イ 第2章 業務委託関係書類の様式改定

- ・京都市建設局週休2日工事実施要項の改定に伴う様式を修正する。

ウ 第3章 業務委託提出書類の様式改定

- ・「下請負契約等通知書・変更通知書」は工事担当課への提出が不要となったため、削除する。
(契約課への提出は必要)
- ・契約書に基づき、現場代理人が権限を有する書類は、代表者名の記入を不要とする。
- ・(様式111) 請求書について、支払い履歴欄を削除し、書類の簡素化を図る。

エ その他軽微な変更

- ・語句の統一等に伴う修正

2 適用

令和8年4月以降に契約する樹木剪定等業務委託に適用する。

※ ホームページでの閲覧及びダウンロード

京都市情報館の監理検査課のインターネットホームページからダウンロードして使用されたい。
京都市のトップページ>まちづくり>技術管理>監督・検査>工事(土木、舗装、樹木等)の仕様書、様式等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html#jyumoku-kantoku-kensa>